「医療情報・システム基盤体制充実加算」に関する掲示

- 当院では、「オンライン資格確認」に対応しており、**マイナンバーカード**が健康保険証として利用できます。
- オンライン資格確認システムを利用し、患者さんが同意すれば、他院で処方されている薬剤情報や特定健診の情報等を活用して診療することができます。
- 上記により、必要な施設基準を満たしていることから、当院では**「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」**を算定しています。

加算１（4点）	【初診】 ・従来の保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合
加算２（2点）	【初診】 ・他医療機関からの「紹介状」（診療情報提供書）を持参された場合 ・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意を得られる場合

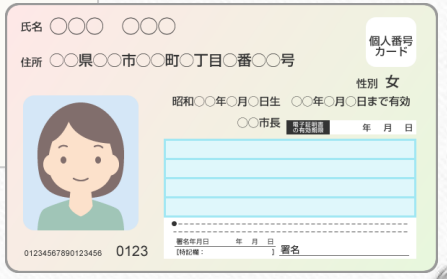

ーご不明な点は医事窓口にお気軽に問い合わせください。ー　令和6年1月1日　東徳島医療センター